

ガス導管事業者の2020年度託送収支の 事後評価について

(趣旨)

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の2020年度託送収支の事後評価について、11月15日に開催された料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価に関して事務局にて行った評価を確認したため、その結果を報告する。

当該報告を踏まえ、経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答について御審議いただく。

1. ガス導管事業者の2020年度託送収支の法令に基づく事後評価の結果について

2021年11月1日付けにて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から本委員会宛てに意見を求められた「ガス導管事業者の2020年度託送収支」について、11月15日に開催された料金制度専門会合において、ガス導管事業者の2020年度託送収支の法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）に関して事務局にて行った評価を確認した。

今回、その結果について、資料6-1のとおり報告する。

2. 経済産業大臣及び各経済産業局長等への回答について

上記1. を踏まえ、委員会として次のとおり、経済産業大臣及び各経済産業局長等へ回答を行うこととしたい。（資料6-2）

- (1) 事後評価の対象事業者のうち以下の6社（うち1社においては、2地区）については、2020年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。
 - 東海ガス（焼津・藤枝・島田地区）、久留米ガス、九州ガス、秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区）、四国電力
- (2) また、以下の6社については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる▲5%を超過した。
 - 釧路ガス、新発田ガス、大垣ガス、福山ガス、広島ガス、大分ガス
- (3) これらの事業者については、それぞれ、以下のとおり対応することが適当である。
 - ① 以下②の2社を除く事業者については、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。
 - ※2022年1月1日：新発田ガス、大垣ガス
 - 2022年4月1日：東海ガス（焼津・藤枝・島田地区）、久留米ガス、九州ガス、秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区）、四国電力、釧路ガス、大分ガス
 - ② 想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる▲5%を超過した事業者のうち、福山ガス及び広島ガスについては、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。

43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57

(4) 対象事業者全体の確認結果は別紙(資料6-2別紙)のとおり。

以上

(参考) 経緯・開催実績

2021年11月	1日	経済産業大臣及び各経済産業局長等から 電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取
11月	8日	第350回電力・ガス取引監視等委員会
11月	15日	第10回料金制度専門会合
11月	24日	第352回電力・ガス取引監視等委員会(本日) (経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答の審議)

ガス導管事業者の2020年度託送収支の 事後評価について

第10回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2021年11月15日



(空白)

資料の構成

1. 事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール

ガス導管事業者の託送収支の事後評価 (2021年11月8日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

- 電力・ガス取引監視等委員会（2021年11月8日開催）において、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の2020年度託送収支の事後評価を行うことが決定された。

1. 趣旨

ガス導管事業者の2020年度託送収支の事後評価について、料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）に関して事務局にて行った評価をご確認いただきたい。（2021年11月1日付にて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、ガス導管事業者の収支状況の確認について本委員会宛てに意見の求めがあったところ。）

また、追加的な分析・評価として、法令に基づく事後評価の結果、値下げ届出が行われた場合における、その届出内容の確認等を行うこととする。

2. 進め方

1) 対象事業者

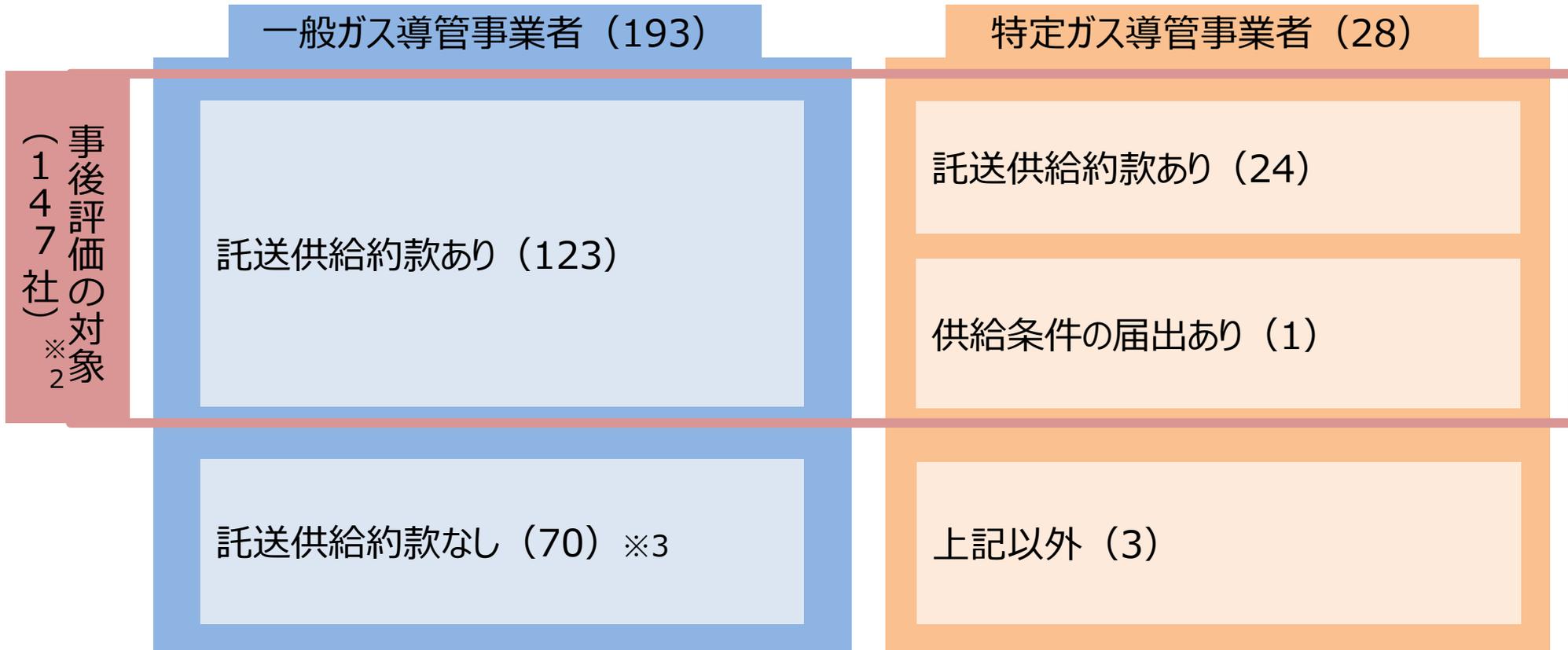
託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者（全147社）

2) 評価内容

- 料金制度専門会合において、主に以下の項目について分析・評価
 - ①法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
 - ②追加的な分析・評価

事後評価の対象事業者について

- 全国のガス導管事業者（220社※1・2）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（147社）について、2020年度収支状況を評価する。



- ※1 2020年度に事業を実施した事業者数（2020年度に事業を実施したが、事業譲渡や合併により、2021年11月1日時点において事業を行っていない事業者を除く。）
- ※2 一般と特定の両方のライセンスを所有している事業者が1社あるため、合計が合わない。
- ※3 ガスメーター取付数が少なく他社と導管が繋がっていない一般ガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。
- ※4 全てのガス導管事業者は、託送供給義務を負う。

資料の構成

1. 事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール

本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）

- 本年度の法令に基づく事後評価は、昨年度と同様、以下の進め方で実施する。

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較し、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「一定水準額」を超えている事業者を抽出する。（ストック管理）
- 各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率が、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「-5%」を超えている事業者を抽出する。（フロー管理）
- 上記事業者について、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるかを聴取する。また、フロー管理において変更命令の発動基準を超過した事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを確認する。
- なお、これらの結果については、次回開催の電力・ガス取引監視等委員会に報告するとともに、それを踏まえて、経済産業大臣及び経済産業局長等からの意見の求めに対する、当委員会の意見を回答する予定。

(参考：2021年11月8日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

- 各事業者の公表された託送収支について、ストック管理及びフロー管理の確認を行い、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取する。また、フロー管理において、乖離率が一定の比率を超えた事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを精査する。

(参考) 昨年度の事後評価 (法令に基づく事後評価)

- 昨年度の法令に基づく事後評価の結果は以下のとおり。
- また、南遠州PLについては、その後、昨年12月に事業者ルール¹⁾の提出と収支 (超過利潤) の修正公表が行われた。また、本件を受けての制度的措置 (省令改正) が本年5月に講じられた。

法令に基づく事後評価とりまとめ (案)

- 前頁までの結果を踏まえ、料金制度専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。

- 事後評価の対象事業者のうち、7社 (JERA (四日市コンビナート)、南遠州PL、秋田県天然瓦斯輸送、小千谷市、中部電力ミライズ、関西電力 (堺地区) 及び関西電力 (姫路地区)) については、2019年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。また、26社 (東部ガス (秋田地区)、熱海ガス、入間ガス、佐野ガス、静岡ガス、諏訪ガス、中遠ガス、野田ガス、袋井ガス、湯河原ガス、吉田ガス、ガスネットワーク吉田、犬山ガス、大垣ガス、福山ガス、JERA (四日市コンビナート)、由利本荘市、小千谷市、小田原ガス、北日本ガス、東日本ガス、広島ガス、水島ガス、筑紫ガス、鳥栖ガス及び九州ガス圧送) については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した。
- これらの事業者については、それぞれ、以下のとおり対応することが適当である。
 - ① 想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した事業者のうち、犬山ガス、大垣ガス、福山ガス及び広島ガスについては、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。
 - ② ①の4社を除く事業者については、期日*までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。
 - ③ ただし、②の事業者のうち、超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した南遠州PLについては、工事負担金収入額を当期に一括して整理せず、耐用年数により分割して整理する旨の事業者ルールを設定 (ガス事業託送供給収支計算規則第6条) した上で、再公表された託送収支において、超過利潤累積額が、一定水準額を超過しない場合には、変更命令の対象外とする。
- なお、南遠州PLでの事例を鑑み、特定ガス導管事業者における託送収支計算書の作成にあつては、一般ガス導管事業者と同様の制度的措置を速やかに講じることが適当である。

*2021年1月1日：東部ガス (秋田地区)、熱海ガス、入間ガス、佐野ガス、静岡ガス、諏訪ガス、中遠ガス、野田ガス、袋井ガス、湯河原ガス、吉田ガス及びガスネットワーク吉田

2021年4月1日：JERA (四日市コンビナート)、南遠州PL、由利本荘市、小千谷市、中部電力ミライズ、小田原ガス、北日本ガス、東日本ガス、水島ガス、筑紫ガス、鳥栖ガス及び九州ガス圧送

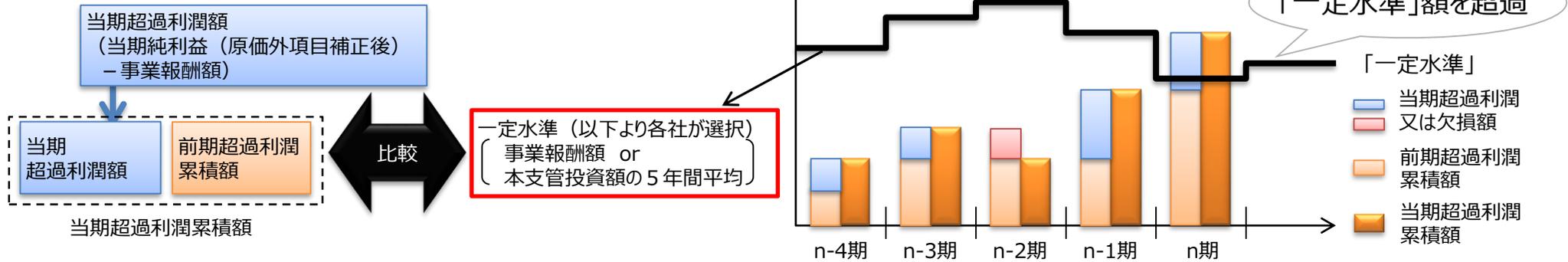
2022年4月1日：秋田県天然瓦斯輸送、関西電力 (堺地区) 及び関西電力 (姫路地区)

第4回料金制度専門会合
(2020年11月30日)
資料4より抜粋

(参考) ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

- 2020年度託送収支にて、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した場合、また、想定単価と実績単価の乖離率が-5%を超過した場合は、原則として、翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出等が行われない場合には、変更命令が発動される。

<ストック管理方式>



当期超過利潤累積額が、「一定水準」額を超過した場合、経済産業大臣が託送供給約款の**変更命令を発動** (※1)

(※1) n年度の当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した場合は、n+2年度の開始日までに料金の値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに料金の値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動 (n+1年度にも一定水準を超過した場合を除く)。

<フロー管理方式>

【STEP 1】

乖離率の確認

想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはSTEP 2へ

【STEP 2】

説明 事業者による

現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP 3へ

【STEP 3】

値 託送料金の値下げ要請

一定の乖離率 (マイナス5%) を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な料金の値下げ届出がなされない場合には、変更命令を発動 (※2)

変更命令の発動

(※2) 原価算定期間 (原則3年) 等が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。9

ガス導管事業者の超過利潤の状況①

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較した結果は以下の通り。
- 6社（うち1社においては2地区）（東海ガス（焼津・藤枝・島田地区）、久留米ガス、九州ガス、秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区及び姫路地区）及び四国電力）は、超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる「一定水準額」を超過している。
 - ▶ 秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区及び姫路地区）は、昨年度の事後評価において超過利潤累積額が一定水準額を超過していたため、すでに2022年4月1日より料金改定を行う予定と整理されている。

超過利潤累積額 (2020年度末)	一般ガス導管事業者（124社）		特定ガス導管事業者（24社）		合計
	事業者数 (3月決算)	事業者数 (3月決算以外)	事業者数 (3月決算)	事業者数 (3月決算以外)	
一定水準額超過	3 ・東海ガス（焼津・藤枝・島田地区） ・久留米ガス ・九州ガス	0	4 ・秋田県天然瓦斯輸送 ・関西電力（堺地区） ・関西電力（姫路地区） ・四国電力	0	7
一定水準額の2/3～3/3	0	2	1	0	3
一定水準額の1/3～2/3	6	2	0	0	8
0～一定水準額の1/3	12	6	1	0	19
0未満	58	43	16	5	122

※ 各社公表資料（2021年11月1日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ なお、以下の理由により、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

- ・複数の地域ごとの託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数の地域をそれぞれ1社とカウントしているため。
- ・東金市及び習志野市にあつては議会未承認、伊奈都市ガスにあつては託送収支の公表期日が2021年12月末まで、堀川産業にあつては託送収支の公表期日が2022年1月末までとなり、2021年11月1日時点において託送収支が未公表のため。

ガス導管事業者の超過利潤の状況②（料金の値下げ届出の確認）

- 超過利潤累積額が一定水準額を超過した6社については、原則、このまま翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長※1の変更命令の対象となりうる。
- これらの事業者については、期日※2までに料金の値下げ届出を実施する予定である旨を確認した。

※1 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。（ガス事業法第189条第4項）

※2 超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下、本頁において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日までに値下げ届出が行われなければ、原則、変更命令が発動される。

ただし、基準年度の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金の値下げ届出が行われれば、変更命令は発動されない。

➤ 2022年4月1日：6社

＜参考＞ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（一般ガス導管事業者関連）

第二 処分の基準

（23）法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。

イ 当期超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第48条第2項において準用する同条第1項又は同条第6項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この（23）において「料金改定」という。）の認可申請又は届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）。

（略）

ガス導管事業者の乖離率の状況①

- 各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率の結果は以下の通り。
- 7社（釧路ガス、新発田ガス、大垣ガス、福山ガス、広島ガス、大分ガス及びJERA（四日市コンビナート））において、乖離率が、変更命令の発動基準となる「-5%」を超過している。
 - JERA（四日市コンビナート）は、昨年度の事後評価において乖離率が-5%を超過したことを踏まえ、2021年4月1日に料金改定済のため、変更命令の対象から除外。

乖離率（2020年度末）	一般ガス導管事業者（124社）		特定ガス導管事業者（24社）		合計
	事業者数 （3月決算）	事業者数 （3月決算以外）	事業者数 （3月決算）	事業者数 （3月決算以外）	
-5%を超過	3 ・釧路ガス ・広島ガス ・大分ガス	3 ・新発田ガス ・大垣ガス ・福山ガス	1 ・JERA（四日市コンビナート）	0	7
-5% ~ -2.5%	7	5	0	0	12
-2.5% ~ 0%	2	9	0	0	11
0%以下	48	25	5	1	79

※ 各社公表資料（2021年11月1日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ なお、以下の理由により、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

- ・複数の地域ごとの託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数の地域をそれぞれ1社とカウントしているため。
- ・現行託送料金の原価算定期間が終了していない事業者にあつては、乖離率計算書が作成されないため。
- ・承認特定ガス導管事業者にあつては、フロー管理が行われず、評価の対象外となるため。
- ・東金市及び習志野市にあつては議会未承認、伊奈都市ガスにあつては託送収支の公表期日が2021年12月末まで、堀川産業にあつては託送収支の公表期日が2022年1月末までとなり、2021年11月1日時点において託送収支が未公表のため。

ガス導管事業者の乖離率の状況②-1（料金の値下げ届出等の確認）

- 乖離率が－5%を超過した6社については、このまま翌事業年度の開始の日※1までに料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長※2の変更命令の対象となる。
- 他方で、事業者から現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされた場合には、料金の値下げ届出を行わなくてよいこととされている。
- これを踏まえ、乖離率が－5%を超過した事業者から、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるか、又は、合理的な説明をするかの確認をしたところ、その結果は次頁のとおり。

※1 原価算定期間終了後に公表された乖離率計算書において、乖離率が－5%を超過している場合、当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われなければ、原則変更命令が発動される。

- 2022年1月1日：3社（新発田ガス、大垣ガス及び福山ガス）
- 2022年4月1日：3社（釧路ガス、広島ガス及び大分ガス）
- JERA（四日市）は、2021年4月1日に料金改定済みのため除外

※2 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。（ガス事業法第189条第4項）

＜参考＞ ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（一般ガス導管事業者関連）

第二 処分の基準

（23） 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① （略）

② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

（略）

ガス導管事業者の乖離率の状況②-2（料金の値下げ届出等の確認）

- 以下の表のとおり、4社において期日までに料金の値下げ届出を実施する予定、2社において合理的な説明を実施するとの回答であった。
- 前者については、今後、料金の値下げ届出の内容を確認することとし、後者については、その説明が合理的かどうかの確認を行った（次頁以降）。
- なお、今回合理的かどうかの確認を行う2社については、昨年度の事後評価においても乖離率が-5%を超過し、説明が合理的であることを確認して、値下げを行わないこととしていたものである。

期日までに料金の値下げ届出を実施予定 （一般ガス導管事業者4社）		合理的な説明を実施 （一般ガス導管事業者2社）	
新発田ガス	-15.15%	福山ガス	-35.81%
大垣ガス	-10.15%	広島ガス	-8.10%
釧路ガス	-8.75%		
大分ガス	-6.94%		

※ 特定ガス導管事業者は該当なし。「%」は各社の乖離率

ガス導管事業者の乖離率の状況③（福山ガス：概要）

- 福山ガスの会社概要及び乖離率計算書は以下のとおり。

【会社概要】

一導／特導	会計年度	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
一導	1-12	1910/4	広島県 福山市	25,875万	90人	広島県 福山市	47,920個	無

※会社HP、2020年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

【乖離率計算書】

項目	値
想定原価（千円） ①	6,281,998
想定需要量（千m ³ ） ②	158,055
想定単価（円／m ³ ） ③ = ①／②	39.74
実績費用（千円） ④	6,552,956
実績需要量（千m ³ ） ⑤	256,835
実績単価（円／m ³ ） ⑥ = ④／⑤	25.51
乖離率（%） ⑥／③ - 1） × 100	-35.81

ガス導管事業者の乖離率の状況③（福山ガス：合理的な理由の確認）

- 福山ガスにおいては、昨年度の事後評価において、以下の説明があったため、合理的であると評価し、料金値下げを行わなくてよいこととした。
 - ✓ 特定の大口需要家への一時的な著しい需要増が発生したことから、その特定の大口需要家への供給については託送供給約款以外の供給条件の認可を受け、他の需要家より安価な託送料金を設定した。
 - ✓ その大口需要家の増量分を除いて乖離率を算定すると1.21%となり、現行の料金の水準維持が妥当。

第4回料金制度専門会合（2020年11月30日）
資料4より抜粋

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、2018年～2023年に限る特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増が発生したことである。
- 特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増の発生を受けて、他の需要家の託送料金への一時的な値下げ及びその後の値上げを回避するため、当該特定の大口需要家A社への供給については、託送供給約款以外の供給条件の認可を受け、他の需要家より安価な託送料金を設定した。
- そのため、現行の託送供給約款料金の妥当性を確認するには、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた上で乖離率を算定することが適当である。
- 仮に、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた場合の乖離率を算定すると、1.21%となり、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細】

(単位：千m³)

	2017	2018	2019
想定需要量	52,647	52,673	52,735
実績需要量	52,742	73,543	97,224
うちA社の需要増 (実績－想定)	-	+19,801	+45,054

【A社の増量分を除いた場合の乖離率】

項目	値
想定原価 (千円) (①)	6,281,998
想定需要量 (千m ³) (②)	158,055
想定単価 (円/m ³) (③ = ①/②)	39.74
実績費用 (千円) (④)	6,382,436
実績需要量 (千m ³) (⑤)	158,654
実績単価 (円/m ³) (⑥ = ④/⑤)	40.22
乖離率 (%) (⑥/③ - 1) × 100	1.21

- 福山ガスからの説明は合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

ガス導管事業者の乖離率の状況③（福山ガス：合理的な理由の確認）

- 本年度の事後評価における福山ガスからの現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、2018年～2023年に限る特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増が発生したことである。
- 特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増の発生を受けて、他の需要家の託送料金への一時的な値下げ及びその後の値上げを回避するため、当該特定の大口需要家A社への供給については、託送供給約款以外の供給条件の認可を受け、他の需要家より安価な託送料金を設定した。
- そのため、現行の託送供給約款料金の妥当性を確認するには、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた上で乖離率を算定することが適当である。
- 仮に、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた場合の乖離率を算定すると、5.99%となり、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細】

(単位：千m³)

	2018	2019	2020
想定需要量	52,647	52,673	52,735
実績需要量	73,543	97,224	86,068
うちA社の需要増 (実績－想定)	+19,801	+45,054	+34,487

※A社の需要増は、増量前の2017年の実績需要量を基準とした

【A社の増量分を除いた場合の乖離率】

項目	値
想定原価 (千円) (①)	6,281,998
想定需要量 (千m ³) (②)	158,055
想定単価 (円/m ³) (③ = ①/②)	39.74
実績費用 (千円) (④)	6,634,310
実績需要量 (千m ³) (⑤)	157,493
実績単価 (円/m ³) (⑥ = ④/⑤)	42.12
乖離率 (%) (⑥/③ - 1) × 100	5.99

- 福山ガスからの説明は昨年度と同様であり、事情変更がなく、増量分を除いた乖離率が-5%に達しないことから、引き続き合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

ガス導管事業者の乖離率の状況③（広島ガス：概要）

- 広島ガスの会社概要及び乖離率計算書は以下のとおり。

【会社概要】

一導／特導	会計年度	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
一導	4-3	1909/10	広島県 広島市	520,300万	637人	広島県内 7市4町	414,396個	有

※会社HP、2020年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

【乖離率計算書】

項目	値
想定原価（千円） ①	39,403,382
想定需要量（千m ³ ） ②	1,398,299
想定単価（円／m ³ ） ③ = ①／②	28.18
実績費用（千円） ④	38,374,300
実績需要量（千m ³ ） ⑤	1,481,784
実績単価（円／m ³ ） ⑥ = ④／⑤	25.90
乖離率（%） ⑥／③ - 1） × 100	-8.10

ガス導管事業者の乖離率の状況③（広島ガス：合理的な理由の確認）

- 広島ガスにおいては、昨年度の事後評価において、以下の説明があったため、合理的であると評価し、料金値下げを行わなくてよいこととした。
 - ✓ 大口需要家の離脱が決定しており、2021年度から託送供給量の大幅な減少が見込まれる。
 - ✓ 2021年単年度の乖離率を想定すると1.60%となり、その翌年度以降は乖離率が-5%を超える状況は解消される見込みのため、現行の水準維持が妥当。

第4回料金制度専門会合（2020年11月30日）
資料4より抜粋

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、2018年度、2019年度に大口需要家A社の実績需要量が、想定需要量を大きく上回ったことである。
- 他方で、他の大口需要家B社の離脱が決定しており、当該減少量は、上記の増加量に比べて大きいため、今後、2021年度からの3年間で託送供給量の大幅な減少が見込まれる。
- 費用については大きく変わる見込みでないため、これらを踏まえ2021年単年度での乖離率を想定すると、1.6%となり、翌年度以降、乖離率が-5%を超える状況は解消されるため、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。

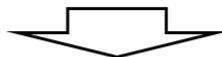
【乖離原因の詳細及び今後の需要想定】(単位：千m³)

	2017	2018	2019	2020	2021	2022
想定需要量	469,706	464,399	464,194	469,706	464,399	464,194
大口需要家	297,507	292,405	292,405	297,507	292,405	292,405
実績需要量	465,474	508,391	490,901	471,149	447,901	417,901
大口需要家	283,896	334,437	319,053	299,301	276,301	246,301

※2020～2022の想定需要量は、2017～2019の想定需要量を記載
 ※2020～2022の実績需要量は、見込み
 ※大口需要家は、A社及びB社を含む大口の需要量

【2021年度単年度での乖離率】

項目	値
想定原価（千円） ①	13,134,460
想定需要量（千m ³ ） ②	466,099
想定単価（円/m ³ ） ③=①/②	28.18
実績費用（千円） ④	12,827,030
実績(想定)需要量（千m ³ ） ⑤	447,901
実績単価（円/m ³ ） ⑥=④/⑤	28.63
乖離率（%） ⑥/③-1）×100	1.60



- 広島ガスからの説明は合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

ガス導管事業者の乖離率の状況③（広島ガス：合理的な理由の確認）

- 広島ガスの説明を確認するにあたり、以下の点について整理を行った。
 - ✓ 大口需要家の離脱と需要量の減少の関係
 - ✓ 2020年度実績の確認・昨年度の説明との比較

【大口需要家の離脱と需要量の減少の関係】

- 当該大口需要家は工場休止を予定しており、2021年9月末以降使用量が漸減していく。
- 当該大口需要家の2021年10月の実績需要量は、2021年4～9月の各月平均の実績需要量と比べて大幅に減少していることから、2021年10月以降は実績需要量が実際に減少している。
- 上記のとおり、今年度以降需要量の大幅な減少が見込まれ、例えば想定されうる他の大口需要家による需要量の増加と比較しても、需要量の減少の方が大きい見込み。

【2020年度実績の確認・昨年度の説明との比較】

- 2020年度は、別の大口需要家の需要が増加したため、実績需要量が想定需要量を上回り、昨年度の説明での需要量をも上回った。
- 2021年単年度での乖離率（想定）を算出し直したところ、1.60%→-2.20%に変化した（次頁参照）。

ガス導管事業者の乖離率の状況③（広島ガス：合理的な理由の確認）

- 前述の状況を踏まえ、本年度の事後評価における広島ガスからの現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、2018～2020年度に大口需要家A社の実績需要量が、想定需要量を大きく上回ったことである。
- 他方で、他の大口需要家B社の離脱が決定しており、当該減少量は、上記の増加量に比べて大きいため、今後、2021年度からの3年間で託送供給量の大幅な減少が見込まれる。
- 費用については大きく変わる見込みでないため、これらを踏まえ2021年単年度での乖離率を想定すると、-2.20%となり、以降、乖離率が-5%を超える状況は解消されるため、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細及び今後の需要想定】（単位：千m³）

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
想定需要量	469,706	464,399	464,194	469,706	464,399	464,194	469,706
大口需要家	297,507	292,405	292,405	297,507	292,405	292,405	297,507
実績需要量	465,474	508,391	490,901	482,492	464,076	430,551	419,883
大口需要家	283,896	334,437	319,053	310,007	291,357	250,186	238,104

※2020～2023の想定需要量は、2017～2019の想定需要量を元に記載

※2021の実績需要量は直近の需要実績を含んだ想定値

※2022～2023の実績需要量は、2021供給計画を元に想定

※大口需要家は、A社及びB社を含む大口の需要量



【2021年度単年度での乖離率】

項目	値
想定原価（千円）（①）	13,134,460
想定需要量（千m ³ ）（②）	466,099
想定単価（円/m ³ ）（③＝①/②）	28.18
実績費用（千円）（④）	12,791,433
実績(想定)需要量（千m ³ ）（⑤）	464,076
実績単価（円/m ³ ）（⑥＝④/⑤）	27.56
乖離率（%）（⑥/③－1）×100	-2.20

※想定原価、想定需要量は2017/4～2019/3の合計値を3で除し、実績費用は2018/4～2021/3の合計値を3で除して算出。

- 広島ガスからの説明は昨年度と同様の理由であり、需要量の大幅な減少が今後想定されることを踏まえ、引き続き合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

法令に基づく事後評価とりまとめ（案）

- 前頁までの結果を踏まえ、料金制度専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。

- 事後評価の対象事業者のうち、6社（うち1社においては、2地区）（東海ガス（焼津・藤枝・島田地区）、久留米ガス、九州ガス、秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区）、四国電力）については、2020年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。
- また、6社（釧路ガス、新発田ガス、大垣ガス、福山ガス、広島ガス及び大分ガス）については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した。
- これらの事業者については、それぞれ、以下のとおり対応することが適当である。
 - ① 想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した事業者のうち、福山ガス及び広島ガスについては、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。
 - ② ①の2社を除く事業者については、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。

※2022年1月1日：新発田ガス、大垣ガス

2022年4月1日：東海ガス（焼津・藤枝・島田地区）、久留米ガス、九州ガス、

秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区）、四国電力、釧路ガス、大分ガス

資料の構成

1. 事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール

今後のスケジュール（ガス導管事業者の託送収支の事後評価）

- 本日、法令に基づく事後評価についてとりまとめる。
- また、年度内を目途に、ストック管理・フロー管理の結果を受け、料金の値下げ届出が行われた場合における、その届出内容の確認等を行い、今年度の事後評価のとりまとめを行う。

	時期	内容
2021年度中	11/15 【本日】	・法令に基づく事後評価
	11月下旬	・法令に基づく意見回答（電力・ガス取引監視等委員会）
	2月上旬	・料金の値下げ届出内容の確認等、とりまとめ
	2月中	・とりまとめ結果報告（電力・ガス取引監視等委員会）

(案の 1)

番
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について (回答)

令和 3 年 1 月 1 日付け 20211022 資第 1 号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和 2 年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス 5% を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について (平成 12・09・28 資第 8 号) I 第 2 (23) 及び (39) ⑤ に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

(対象事業者)

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・ 東京瓦斯株式会社 | 法人番号 6010401020516 |
| ・ 大阪瓦斯株式会社 | 法人番号 3120001077601 |
| ・ 東邦瓦斯株式会社 | 法人番号 2180001022387 |
| ・ 西部瓦斯株式会社 | 法人番号 6290001014048 |
| ・ 東部瓦斯株式会社 | 法人番号 3010001051798 |
| ・ 国際石油開発帝石株式会社 | 法人番号 7010401078520 |
| ・ 石油資源開発株式会社 | 法人番号 3010001108219 |
| ・ 静浜パイプライン株式会社 | 法人番号 8080001011618 |
| ・ 南遠州パイプライン株式会社 | 法人番号 8080401018709 |
| ・ 株式会社 J E R A | 法人番号 6010001167617 |

(案の2)

番 号
年 月 日

北海道経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和3年11月1日付け20211026北海道第1号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和2年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、釧路ガス株式会社については、想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過しました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和4年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|------------|--------------------|
| ・北海道瓦斯株式会社 | 法人番号 5430001021815 |
| ・旭川ガス株式会社 | 法人番号 1450001000317 |
| ・釧路ガス株式会社 | 法人番号 1460001000398 |
| ・室蘭ガス株式会社 | 法人番号 3430001057118 |
| ・苫小牧ガス株式会社 | 法人番号 3430001053447 |

- ・エア・ウォーター株式会社
- ・釧路エルエヌジー株式会社

法人番号 1430001009475

法人番号 2460001005223

(案の3)

番 号
年 月 日

東北経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和3年11月1日付け20211025東北第4号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和2年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、秋田県天然瓦斯輸送株式会社については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますがこのまま令和4年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

(対象事業者)

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・ 八戸ガス株式会社 | 法人番号 6420001006394 |
| ・ 塩釜ガス株式会社 | 法人番号 6370601000348 |
| ・ 仙南ガス株式会社 | 法人番号 7370101000129 |
| ・ のしろエネルギーサービス株式会社 | 法人番号 9410001007498 |
| ・ 山形ガス株式会社 | 法人番号 2390001001956 |
| ・ 酒田天然瓦斯株式会社 | 法人番号 7390001006240 |

・ 庄内中部ガス株式会社	法人番号 2390001008092
・ 福島ガス株式会社	法人番号 6380001001400
・ 由利本荘市	法人番号 5000020052108
・ 男鹿市	法人番号 2000020052060
・ 仙台市ガス局	法人番号 8000020041009
・ 庄内町	法人番号 9000020064289
・ ENEOS エルエヌジーサービス株式会社	法人番号 3420001013451
・ 東北天然ガス株式会社	法人番号 6370001011409
・ 秋田県天然瓦斯輸送株式会社	法人番号 5410001000259

(案の4)

番 号
年 月 日

関東経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和3年11月1日付け20211101関東第36号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和元年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、東海ガス株式会社（焼津・藤枝・島田地区）については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しました。また、新発田ガス株式会社については、想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過しました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、新発田ガス株式会社については、このまま令和4年1月1日までに、東海ガス株式会社については、このまま令和4年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|-----------|-------------------|
| ・足利ガス株式会社 | 法人番号4060001018230 |
| ・佐野瓦斯株式会社 | 法人番号2060001020353 |
| ・栃木ガス株式会社 | 法人番号1060001016501 |

・北日本ガス株式会社	法人番号9060001014092
・桐生瓦斯株式会社	法人番号3070001015806
・館林瓦斯株式会社	法人番号4070001021811
・伊勢崎ガス株式会社	法人番号7070001013070
・太田都市ガス株式会社	法人番号3070001018858
・武州瓦斯株式会社	法人番号7030001055496
・埼玉ガス株式会社	法人番号3030001086330
・東彩ガス株式会社	法人番号8030001051263
・大東ガス株式会社	法人番号3030001056382
・西武ガス株式会社	法人番号8030001089452
・本庄ガス株式会社	法人番号2030001060385
・武蔵野瓦斯株式会社	法人番号5030001026664
・角栄ガス株式会社	法人番号9011001005458
・鷺宮ガス株式会社	法人番号6030001031267
・日高都市ガス株式会社	法人番号7030001089817
・幸手都市ガス株式会社	法人番号7030001031423
・入間ガス株式会社	法人番号5030001026755
・坂戸ガス株式会社	法人番号6030001068771
・松栄ガス株式会社	法人番号2030001071044
・伊奈都市ガス株式会社	法人番号1030001042293
・堀川産業株式会社	法人番号1030001035561
・京葉瓦斯株式会社	法人番号8040001026108
・大多喜ガス株式会社	法人番号3040001059104
・野田ガス株式会社	法人番号6040001071428
・東日本ガス株式会社	法人番号6040001066700
・京和ガス株式会社	法人番号9040001038011
・日本瓦斯株式会社	法人番号9010001061924
・青梅ガス株式会社	法人番号2013101003471
・武陽ガス株式会社	法人番号3013101000328
・昭島ガス株式会社	法人番号8012801001829
・小田原瓦斯株式会社	法人番号4021001032398
・秦野瓦斯株式会社	法人番号7021001022743
・厚木瓦斯株式会社	法人番号3021001019215
・湯河原瓦斯株式会社	法人番号1021001032054
・北陸瓦斯株式会社	法人番号5110001004983
・新発田ガス株式会社	法人番号5110001012623
・越後天然ガス株式会社	法人番号4110001008110

・蒲原瓦斯株式会社	法人番号5110001008233
・栄ガス消費生活協同組合	法人番号8110005005620
・白根瓦斯株式会社	法人番号3110001015660
・吉田瓦斯株式会社	法人番号4090001010259
・東京ガス山梨株式会社	法人番号2090001001128
・松本ガス株式会社	法人番号8100001014056
・上田ガス株式会社	法人番号9100001009559
・諏訪瓦斯株式会社	法人番号1100001018402
・長野都市ガス株式会社	法人番号3100001004887
・静岡ガス株式会社	法人番号4080001002686
・熱海瓦斯株式会社	法人番号5080101012519
・御殿場ガス株式会社	法人番号8080101004050
・東海ガス株式会社	法人番号6080001015050
・島田ガス株式会社	法人番号8080001013060
・中遠ガス株式会社	法人番号9080401014392
・袋井ガス株式会社	法人番号5080401017309
・フジオックス株式会社	法人番号7011501008490
・株式会社エナキス	法人番号4100001010083
・東金市	法人番号7000020122131
・習志野市	法人番号6000020122165
・白子町	法人番号1000020124249
・大網白里市	法人番号8000020122394
・九十九里町	法人番号8000020124036
・長南町	法人番号1000020124273
・上越市	法人番号9000020152226
・妙高市	法人番号6000020152170
・小千谷市	法人番号4000020152081
・魚沼市	法人番号8000020152251
・糸魚川市	法人番号7000020152161
・南富士パイプライン株式会社	法人番号8080101010255
・日本海洋石油資源開発株式会社	法人番号4010001108597
・関東天然瓦斯開発株式会社	法人番号7010001034774
・川崎ガスパイプライン株式会社	法人番号9010401054809
・鈴与商事株式会社	法人番号1080001002318
・扇島都市ガス供給株式会社	法人番号2020001123432

(案の5)

番 年 月 号 日

中部経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和3年11月1日付け20211022中部第16号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和2年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、大垣ガス株式会社については、想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過しました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和4年1月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

(対象事業者)

- | | |
|---------------|--------------------|
| ・サーラエナジー株式会社 | 法人番号 7180301006250 |
| ・犬山瓦斯株式会社 | 法人番号 9180001080718 |
| ・津島瓦斯株式会社 | 法人番号 2180001096522 |
| ・大垣ガス株式会社 | 法人番号 1200001013368 |
| ・中部電力ミライズ株式会社 | 法人番号 2180001135973 |

(案の6)

番
年 月 日

中部経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について (回答)

令和3年11月1日付け20211027北陸第1号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の令和2年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号)I第2(23)に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

(対象事業者)

- ・ 日本海ガス株式会社
- ・ 高岡ガス株式会社

法人番号 2230001002284

法人番号 2230001010411

(案の7)

番
年 月 日

近畿経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和3年11月1日付け20211028近畿第2号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和2年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、関西電力株式会社（堺地区）及び関西電力株式会社（姫路地区）については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しました。

関西電力株式会社からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和4年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|--------------|-------------------|
| ・ 甲賀協同ガス株式会社 | 法人番号6160001005068 |
| ・ 河内長野ガス株式会社 | 法人番号2120101033546 |
| ・ 伊丹産業株式会社 | 法人番号5140001077993 |
| ・ 大和ガス株式会社 | 法人番号2150001013744 |
| ・ 桜井ガス株式会社 | 法人番号9150001009315 |

- 株式会社大武
- 大津市
- 関西電力株式会社

法人番号3150001012489

法人番号9000020252018

法人番号3120001059632

(案の8)

番 号
年 月 日

中国経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和3年11月1日付け20211025中国第20号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和2年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、広島ガス株式会社及び福山瓦斯株式会社については、想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過しました。

当該事業者については、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・ 岡山ガス株式会社 | 法人番号 5260001001009 |
| ・ 水島瓦斯株式会社 | 法人番号 2260001014888 |
| ・ 広島ガス株式会社 | 法人番号 2240001009205 |
| ・ 福山瓦斯株式会社 | 法人番号 5240001032666 |
| ・ 山口合同ガス株式会社 | 法人番号 6250001006503 |
| ・ 瀬戸内パイプライン株式会社 | 法人番号 8240001015759 |
| ・ 水島エルエヌジー株式会社 | 法人番号 9260001015302 |

(案の9)

番 号
年 月 日

四国経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和3年11月1日付け20211025四国第11号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和2年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、四国電力株式会社については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和4年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- ・ 四国ガス株式会社
- ・ 四国電力株式会社

法人番号4500001011652

法人番号9470001001933

(案の10)

番 号
年 月 日

九州経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和3年11月1日付け20211022九州第6号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和2年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、久留米ガス株式会社及び九州ガス株式会社については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しました。また、大分瓦斯株式会社については、想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過しました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和4年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|-------------|--------------------|
| ・ 大牟田瓦斯株式会社 | 法人番号 7290001053730 |
| ・ 筑紫ガス株式会社 | 法人番号 2290001040907 |
| ・ 高松ガス株式会社 | 法人番号 5290801011286 |
| ・ 久留米ガス株式会社 | 法人番号 7290001051593 |
| ・ 鳥栖ガス株式会社 | 法人番号 4300001006251 |

・ 佐賀ガス株式会社	法人番号 5300001003512
・ 九州ガス株式会社	法人番号 3310001007919
・ 大分瓦斯株式会社	法人番号 1320001006228
・ 宮崎瓦斯株式会社	法人番号 5350001001692
・ 日本瓦斯株式会社	法人番号 4340001003385
・ 加治木瓦斯株式会社	法人番号 7340001007846
・ 国分隼人ガス株式会社	法人番号 6340001007244
・ 九州ガス圧送株式会社	法人番号 2290001025908
・ 三愛石油株式会社	法人番号 2010701003604
・ 筑後ガス圧送株式会社	法人番号 8290001059157

(案の 1 1)

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について (回答)

令和3年11月1日付け府経エ燃第420号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の令和2年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号)I第2(23)に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

(対象事業者)

・ 沖縄ガス株式会社

法人番号 6360001000288

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の2020年度託送収支の結果について

(単位：千円、%)

事業者名	私営・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理			
				営業収益	営業費用	営業利益又は損失	当期純利益又は純損失	当期超過利潤額累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率	
1. 本省所管														
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者														
東京ガス	私営	一般	4 - 3月											
東京ガス (東京地区等)				303,341,290	292,943,595	10,397,695	4,537,530	▲ 8,259,393	72,759,583	0	20.68	22.43	8.46	
東京ガス (群馬地区)				6,737,258	6,937,307	▲ 200,049	▲ 336,400	▲ 1,058,806	1,596,623	0	34.37	36.80	7.07	
大阪ガス	私営	一般	4 - 3月	198,713,456	190,913,829	7,799,627	8,277,360	▲ 2,345,258	26,418,965	0	-	-	-	
東邦ガス	私営	一般	4 - 3月	78,167,243	71,076,811	7,090,431	8,765,239	5,436,906	20,515,120	0	19.15	19.89	3.85	
西部ガス	私営	一般	4 - 3月	26,254,552	24,662,371	1,592,181	1,440,607	1,719,915	6,785,293	0	30.33	33.09	9.09	
石油資源開発	私営	特定	4 - 3月	***	***	765,372	244,472	▲ 2,838,866	1,937,502	0	7.17	7.53	5.02	
南遠州パイプライン	私営	特定	4 - 3月	237,587	260,463	▲ 22,875	43,439	▲ 58,125	69,225	0	-	-	-	
J E R A	私営	特定	4 - 3月											
J E R A (東日本)				***	***	▲ 578,413	▲ 604,049	0	353,083	0	-	-	-	
J E R A (知多)				***	***	▲ 11,086	▲ 12,405	0	13,272	0	1.14	1.59	39.47	
J E R A (四日市コンビナート)				***	***	147,870	147,432	0	6,388	0	0.60	▲ 0.13	▲ 121.67	
J E R A (北勢)				***	***	397,135	383,101	0	142,207	0	-	-	-	
(2) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者														
東部ガス	私営	一般	1 - 12月											
東部ガス (秋田地区)				2,394,459	2,188,417	206,042	331,530	0	823,352	0	-	-	-	
東部ガス (福島・茨城地区)				5,644,164	5,130,231	513,933	689,129	17,497	1,353,722	0	25.81	25.54	▲ 1.05	
国際石油開発帝石	私営	特定	1 - 12月	***	***	5,957,583	6,048,433	▲ 25,880,256	10,397,770	0	-	-	-	
静浜パイプライン	私営	特定	1 - 12月	3,192,929	2,986,055	206,873	▲ 25,726	▲ 978,233	349,785	0	-	-	-	

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料(2021年11月12日時点)にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※3 「-」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

※4 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均(又は期央残高)に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

※5 東金市及び習志野市にあっては議会未承認、伊奈都市ガスにあっては託送収支の公表期日が2021年12月末まで、堀川産業にあっては託送収支の公表期日が2022年1月末までとなり、2021年11月1日時点において託送収支が未公表のため。

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の2020年度託送収支の結果について

(単位：千円、%)

事業者名	私営・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
				営業収益	営業費用	営業利益又は損失	当期純利益又は純損失	当期超過利潤額累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
2. 北海道局所管													
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者													
北海道瓦斯	私営	一般	4 - 3月	18,716,807	16,332,292	2,384,514	2,436,492	2,749,496	4,990,824	0	30.93	30.06	▲ 2.81
旭川ガス (江別地区)	私営	一般	4 - 3月	737,632	619,251	118,381	122,128	80,693	245,326	0	58.18	64.98	11.68
釧路ガス	私営	一般	4 - 3月	1,686,954	1,646,631	40,323	89,438	▲ 152,886	430,609	0	46.08	42.05	▲ 8.75
室蘭ガス	私営	一般	4 - 3月	626,742	609,114	17,628	▲ 8,742	▲ 118,771	288,951	0	53.13	58.65	10.39
苫小牧ガス	私営	一般	4 - 3月	1,053,596	917,290	136,306	150,295	65,810	306,988	0	-	-	-
北海道瓦斯	私営	特定	4 - 3月	188,606	186,459	2,147	3,161	▲ 1,486	33,094	0	14.28	15.05	5.39
エア・ウォーター	私営	特定	4 - 3月	139,326	138,031	1,295	1,295	▲ 100,128	6,773	0	18.85	23.01	22.07
釧路エルエヌジー	私営	特定	4 - 3月	***	***	▲ 18,870	▲ 15,394	▲ 78,875	***	0	3.75	***	***

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料(2021年11月12日時点)にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※3 「-」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

※4 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均(又は期央残高)に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

※5 東金市及び習志野市にあっては議会未承認、伊奈都市ガスにあっては託送収支の公表期日が2021年12月末まで、堀川産業にあっては託送収支の公表期日が2022年1月末までとなり、2021年11月1日時点において託送収支が未公表のため。

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の2020年度託送収支の結果について

(単位：千円、%)

事業者名	私営・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
				営業収益	営業費用	営業利益又は損失	当期純利益又は純損失	当期超過利潤額累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
3. 東北局所管													
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者													
仙南ガス	私営	一般	4 - 3月	76,624	73,371	3,253	2,043	1,698	4,800	0	-	-	-
のしろエネルギーサービス	私営	一般	4 - 3月	51,779	55,245	▲ 3,466	▲ 5,450	▲ 7,717	2,317	0	-	-	-
庄内中部ガス	私営	一般	4 - 3月	132,965	128,434	4,531	4,536	▲ 4,239	44,012	0	50.86	51.56	1.39
仙台市	公営	一般	4 - 3月	9,237,063	8,961,180	275,883	95,876	▲ 890,065	1,735,586	0	34.06	35.17	3.26
由利本荘市	公営	一般	4 - 3月	401,272	359,375	41,897	62,358	0	141,878	0	-	-	-
男鹿市	公営	一般	4 - 3月	235,095	213,585	21,510	20,288	▲ 30,390	111,255	0	111.95	116.81	4.30
庄内町	公営	一般	4 - 3月	140,869	147,828	▲ 6,959	▲ 6,660	▲ 59,670	12,769	0	36.73	41.76	13.69
東北天然ガス	私営	特定	4 - 3月	338,880	245,743	93,137	93,224	▲ 22,324	11,682	0	-	-	-
秋田県天然瓦斯輸送	私営	特定	4 - 3月	264,396	212,700	51,696	51,697	31,666	4,325	27,341	-	-	-
ENEOSエルエヌジーサービス	私営	特定	4 - 3月	776,515	708,537	67,978	67,990	▲ 15,534	1,325	0	2.57	2.59	0.78
(2) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者													
八戸ガス	私営	一般	1 - 12月	530,847	491,036	39,811	37,543	▲ 186,492	51,831	0	77.44	76.42	▲ 1.32
塩釜ガス	私営	一般	1 - 12月	343,718	342,080	1,638	▲ 9,147	▲ 53,760	89,551	0	54.16	52.37	▲ 3.30
山形ガス	私営	一般	1 - 12月	985,010	1,138,563	▲ 153,553	▲ 148,027	▲ 244,952	273,763	0	67.58	75.35	11.49
酒田天然瓦斯	私営	一般	1 - 12月	299,275	312,062	▲ 12,787	▲ 15,972	▲ 206,364	108,514	0	45.35	64.62	42.49
福島ガス	私営	一般	1 - 12月	1,729,978	1,709,358	20,620	26,171	▲ 184,604	513,079	0	41.77	43.45	4.02

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料（2021年11月12日時点）にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※3 「-」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

※4 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

※5 東金市及び習志野市にあっては議会未承認、伊奈都市ガスにあっては託送収支の公表期日が2021年12月末まで、堀川産業にあっては託送収支の公表期日が2022年1月末までとなり、2021年11月1日時点において託送収支が未公表のため。

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の2020年度託送収支の結果について

(単位：千円、%)

事業者名	私営・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
				営業収益	営業費用	営業利益又は損失	当期純利益又は純損失	当期超過利潤額累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
妙高市 (新井区域)		一般		228,606	246,161	▲ 17,555	▲ 19,619	▲ 144,584	34,989	0	30.40	34.36	13.03
妙高市 (妙高高原区域)		一般		111,219	106,100	5,119	1,448	0	12,655	0	-	-	-
小千谷市	公営	一般	4 - 3月	680,110	510,105	170,005	169,772	0	164,551	0	-	-	-
魚沼市	公営	一般	4 - 3月	388,390	344,229	44,161	40,693	11,262	106,286	0	-	-	-
糸魚川市	公営	一般	4 - 3月	488,948	535,986	▲ 47,038	▲ 50,601	▲ 309,938	109,564	0	62.59	66.89	6.86
川崎ガスプライライン	私営	特定	4 - 3月	359,680	248,612	111,069	111,572	0	7,700	0	-	-	-
扇島都市ガス供給	私営	特定	4 - 3月	***	***	***	***	***	***	0	-	-	-
日本海洋石油資源開発	私営	特定	4 - 3月	187,305	188,197	▲ 892	▲ 9,477	▲ 1,270	▲ 822	0	-	-	-
(2) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者													
昭島ガス	私営	一般	1 - 12月	1,299,270	1,525,007	▲ 225,737	▲ 232,198	▲ 1,159,650	558,398	0	37.81	49.71	31.47
青梅ガス	私営	一般	1 - 12月	767,011	803,773	▲ 36,762	▲ 29,299	▲ 313,430	195,000	0	45.54	51.26	12.55
武陽ガス	私営	一般	1 - 12月	1,634,512	1,596,249	38,263	42,311	▲ 316,188	639,599	0	25.21	26.90	6.70
佐野瓦斯	私営	一般	1 - 12月	834,982	847,608	▲ 12,626	▲ 23,564	0	405,166	0	-	-	-
桐生瓦斯	私営	一般	1 - 12月	1,475,597	1,593,864	▲ 118,267	▲ 120,361	▲ 517,042	344,400	0	40.99	45.16	10.17
館林瓦斯	私営	一般	1 - 12月	1,103,102	997,422	105,680	111,704	409	261,189	0	32.40	31.97	▲ 1.33
伊勢崎ガス	私営	一般	1 - 12月	1,261,687	1,318,571	▲ 56,884	▲ 63,135	▲ 459,755	370,303	0	30.93	34.18	10.51
太田都市ガス	私営	一般	1 - 12月	2,435,192	2,416,867	18,325	17,936	▲ 172,182	442,363	0	15.53	16.49	6.18
埼玉ガス	私営	一般	1 - 12月	493,539	536,570	▲ 43,031	▲ 54,520	▲ 135,836	119,743	0	50.32	53.81	6.94
本庄ガス	私営	一般	1 - 12月	934,832	929,780	5,052	1,749	▲ 97,702	174,269	0	39.19	41.26	5.28
武蔵野瓦斯	私営	一般	1 - 12月	210,355	290,148	▲ 79,793	▲ 108,857	▲ 235,086	51,600	0	63.88	72.41	13.35
角栄ガス	私営	一般	1 - 12月	573,782	671,477	▲ 97,695	▲ 104,943	▲ 443,493	133,300	0	62.08	74.57	20.12
幸手都市ガス	私営	一般	1 - 12月	565,290	538,420	26,870	28,239	▲ 45,644	125,540	0	37.83	38.64	2.14
入間ガス	私営	一般	1 - 12月	1,383,999	1,258,118	125,881	166,920	0	219,500	0	-	-	-
京葉瓦斯	私営	一般	1 - 12月	24,816,252	24,767,700	48,552	253,008	▲ 2,644,226	4,904,431	0	34.98	37.22	6.40
大多喜ガス	私営	一般	1 - 12月										
大多喜ガス (a地区)		一般		4,650,659	4,590,718	59,941	74,166	▲ 544,521	915,972	0	29.05	31.29	7.72
大多喜ガス (b地区)		一般		310,443	322,257	▲ 11,814	▲ 11,483	▲ 44,288	4,536	0	5.00	5.23	4.58
大多喜ガス (c地区)		一般		282,807	430,345	▲ 147,537	▲ 145,928	▲ 258,310	21,552	0	0.54	0.74	37.85
野田ガス	私営	一般	1 - 12月	1,007,998	972,158	35,840	39,857	▲ 163,455	261,600	0	31.08	29.71	▲ 4.41
京和ガス	私営	一般	1 - 12月	1,213,123	1,192,844	20,279	30,786	▲ 281,147	337,573	0	43.46	43.05	▲ 0.94
秦野瓦斯	私営	一般	1 - 12月	638,339	604,194	34,145	50,240	▲ 147,254	183,599	0	33.57	32.92	▲ 1.93
厚木瓦斯	私営	一般	1 - 12月	2,316,364	2,171,423	144,941	159,261	▲ 269,698	775,621	0	32.75	33.62	2.66
湯河原瓦斯	私営	一般	1 - 12月	131,018	114,999	16,019	12,011	1,191	44,200	0	-	-	-
新発田ガス	私営	一般	1 - 12月	2,969,155	2,195,107	774,048	794,420	476,510	594,800	0	25.20	21.38	▲ 15.15
越後天然ガス	私営	一般	1 - 12月	1,243,115	1,329,920	▲ 86,805	▲ 33,809	▲ 321,845	270,249	0	29.85	30.68	2.79
吉田瓦斯	私営	一般	1 - 12月	950,452	788,640	161,811	164,440	0	218,800	0	-	-	-
松本ガス	私営	一般	1 - 12月	2,541,051	2,324,973	216,078	285,146	0	378,862	0	-	-	-
諏訪瓦斯	私営	一般	1 - 12月	940,460	875,836	64,624	74,238	0	200,249	0	-	-	-
静岡ガス	私営	一般	1 - 12月	13,970,020	12,496,177	1,473,843	1,822,543	0	3,219,950	0	-	-	-
熱海瓦斯	私営	一般	1 - 12月	756,690	715,718	40,972	48,568	149,223	351,400	0	-	-	-
御殿場ガス	私営	一般	1 - 12月	165,373	150,172	15,200	16,233	18,001	42,800	0	106.50	105.20	▲ 1.23
島田瓦斯	私営	一般	1 - 12月	269,008	374,415	▲ 105,407	▲ 108,737	▲ 304,841	169,640	0	23.90	31.20	30.45
中遠ガス	私営	一般	1 - 12月	342,658	297,442	45,216	46,668	0	120,600	0	-	-	-
袋井ガス	私営	一般	1 - 12月	199,068	187,550	11,517	13,112	0	105,400	0	-	-	-
関東天然瓦斯開発	私営	特定	1 - 12月	633,859	571,972	61,887	86,188	▲ 73,718	53,385	0	12.64	17.32	37.02

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の2020年度託送収支の結果について

(単位：千円、%)

事業者名	私営・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
				営業収益	営業費用	営業利益又は損失	当期純利益又は純損失	当期超過利潤額累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
南富士パイプライン	私営	特定	1 - 12月	1,290,216	1,037,758	252,457	240,498	▲ 682,731	30,051	0	-	-	-
鈴与商事	私営	特定	1 - 12月	165,024	172,454	▲ 7,430	▲ 7,866	▲ 42,999	2,391	0	-	-	-
伊奈都市ガス	私営	一般	9 - 8月	(未公表)									
堀川産業	私営	一般	10 - 9月										
堀川産業 (冲山地区)		一般		(未公表)									
堀川産業 (宇都宮地区)		一般		(未公表)									
堀川産業 (富岡地区)		一般		(未公表)									

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料(2021年11月12日時点)にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※3 「-」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

※4 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均(又は期央残高)に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

※5 東金市及び習志野市にあっては議会未承認、伊奈都市ガスにあっては託送収支の公表期日が2021年12月末まで、堀川産業にあっては託送収支の公表期日が2022年1月末までとなり、2021年11月1日時点において託送収支が未公表のため。

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の2020年度託送収支の結果について

(単位：千円、%)

事業者名	私営・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理						フロー管理			
				営業収益	営業費用	営業利益又は損失	当期純利益又は純損失	当期超過利潤額累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
5. 中部局所管													
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者													
中部電力ミライズ	私営	特定	4 - 3月	***	***	204,202	204,248	0	11,540	0	-	-	-
(2) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者													
犬山瓦斯	私営	一般	1 - 12月	608,262	519,516	88,746	90,496	116,946	136,383	0	26.92	26.00	▲ 3.42
津島瓦斯	私営	一般	1 - 12月	222,822	207,774	15,048	14,471	▲ 9,871	62,985	0	83.39	80.48	▲ 3.50
大垣ガス	私営	一般	1 - 12月	1,187,436	1,019,033	168,403	169,558	169,752	517,233	0	18.22	16.37	▲ 10.15
サーエナジー	私営	一般	12 - 11月	12,393,875	11,294,781	1,099,094	1,080,012	▲ 299,003	1,918,000	0	37.16	36.05	▲ 2.99

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料(2021年11月12日時点)にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※3 「-」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

※4 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均(又は期央残高)に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

※5 東金市及び習志野市にあっては議会未承認、伊奈都市ガスにあっては託送収支の公表期日が2021年12月末まで、堀川産業にあっては託送収支の公表期日が2022年1月末までとなり、2021年11月1日時点において託送収支が未公表のため。

一般ガス導管事業者の2020年度託送収支の結果について

(単位：千円、%)

事業者名	私営・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理			
				営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤額累 積額又は欠損累積 額	一定水準額	一定水準 超過額	想定単価	実績単価	乖離率	
6. 北陸支局所管														
(1) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者														
日本海ガス	私営	一般	1 - 12月	5,072,253	4,946,768	125,485	139,266	▲ 501,297	1,360,193	0	42.71	42.70	▲ 0.02	
高岡ガス	私営	一般	1 - 12月	590,809	598,068	▲ 7,259	▲ 5,552	▲ 38,281	124,766	0	60.05	58.44	▲ 2.68	

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料（2021年11月12日時点）にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※3 「-」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

※4 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

※5 東金市及び習志野市にあっては議会未承認、伊奈都市ガスにあっては託送収支の公表期日が2021年12月末まで、堀川産業にあっては託送収支の公表期日が2022年1月末までとなり、2021年11月1日時点において託送収支が未公表のため。

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の2020年度託送収支の結果について

(単位：千円、%)

事業者名	私営・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理						フロー管理			
				営業収益	営業費用	営業利益又は損失	当期純利益又は純損失	当期超過利潤額累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
7. 近畿局所管													
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者													
河内長野ガス	私営	一般	4 - 3月	666,063	675,405	▲ 9,342	▲ 7,220	▲ 127,168	109,298	0	47.58	49.09	3.17
大武	私営	一般	4 - 3月	116,985	121,620	▲ 4,635	▲ 4,373	▲ 40,433	67,758	0	101.25	111.49	10.12
甲賀協同ガス	私営	一般	4 - 3月	72,663	71,347	1,316	1,317	▲ 28,003	22,160	0	30.74	35.51	15.52
大津市	公営	一般	4 - 3月	3,437,993	2,863,593	574,400	621,469	427,574	951,600	0	20.59	22.05	7.10
関西電力	私営	特定	4 - 3月										
関西電力（堺地区）				165,795	91,886	73,909	73,667	41,699	8,733	32,966	-	-	-
関西電力（南港地区）				3,577	6,489	▲ 2,911	▲ 3,200	▲ 6,348	311	0	-	-	-
関西電力（姫路地区）				723,014	457,715	265,299	239,409	288,567	76,177	212,390	-	-	-
(2) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者													
桜井ガス	私営	一般	1 - 12月	264,661	239,383	25,278	▲ 262,059	▲ 58,081	78,682	0	72.97	73.91	1.29
伊丹産業	私営	一般	1 - 12月	171,997	179,276	▲ 7,280	▲ 10,306	▲ 114,657	22,884	0	25.12	27.73	10.38
大和ガス	私営	一般	1 - 12月	2,585,695	2,395,378	190,317	335,115	▲ 45,052	499,795	0	25.81	25.74	▲ 0.26

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料（2021年11月12日時点）にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※3 「-」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

※4 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

※5 東金市及び習志野市にあっては議会未承認、伊奈都市ガスにあっては託送収支の公表期日が2021年12月末まで、堀川産業にあっては託送収支の公表期日が2022年1月末までとなり、2021年11月1日時点において託送収支が未公表のため。

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の2020年度託送収支の結果について

(単位：千円、%)

事業者名	私営・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
				営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤額累 積額又は欠損累積 額	一定水準額	一定水準 超過額	想定単価	実績単価	乖離率
8. 中国局所管													
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者													
水島ガス	私営	一般	4 - 3月	757,754	757,430	324	1,713	0	216,646	0	-	-	-
広島ガス	私営	一般	4 - 3月	13,269,027	11,624,194	1,644,832	2,930,841	1,703,366	4,172,270	0	28.18	25.90	▲ 8.10
瀬戸内パイプライン	私営	特定	4 - 3月	***	376,255	232,432	201,734	▲ 67,389	274,824	0	-	-	-
水島エルエヌジー	私営	特定	4 - 3月	115,327	360,996	▲ 245,669	▲ 290,069	▲ 1,621,303	110,993	0	-	-	-
(2) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者													
岡山ガス	私営	一般	1 - 12月	4,875,800	4,786,930	88,870	139,413	▲ 397,320	1,513,861	0	27.24	27.77	1.95
福山ガス	私営	一般	1 - 12月	2,169,359	2,030,221	139,138	160,350	61,630	539,464	0	39.74	25.51	▲ 35.81
山口合同ガス	私営	一般	1 - 12月	7,041,098	6,834,787	206,311	386,176	▲ 913,125	3,861,535	0	24.96	24.56	▲ 1.60

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料（2021年11月12日時点）にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※3 「-」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

※4 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

※5 東金市及び習志野市にあっては議会未承認、伊奈都市ガスにあっては託送収支の公表期日が2021年12月末まで、堀川産業にあっては託送収支の公表期日が2022年1月末までとなり、2021年11月1日時点において託送収支が未公表のため。

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の2020年度託送収支の結果について

(単位：千円、%)

事業者名	私営・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理			
				営業収益	営業費用	営業利益又は損失	当期純利益又は純損失	当期超過利潤額累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率	
9. 四国局所管														
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者														
四国ガス	私営	一般	4 - 3月	7,316,504	7,072,511	243,993	380,476	▲ 1,236,237	2,138,996	0	36.04	37.10	2.96	
四国電力	私営	特定	4 - 3月	4,851	4,444	406	186	290	186	103	-	-	-	

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料（2021年11月12日時点）にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※3 「-」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

※4 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

※5 東金市及び習志野市にあっては議会未承認、伊奈都市ガスにあっては託送収支の公表期日が2021年12月末まで、堀川産業にあっては託送収支の公表期日が2022年1月末までとなり、2021年11月1日時点において託送収支が未公表のため。

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の2020年度託送収支の結果について

(単位：千円、%)

事業者名	私営・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
				営業収益	営業費用	営業利益又は損失	当期純利益又は純損失	当期超過利潤額累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
10. 九州局所管													
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者													
大牟田瓦斯	私営	一般	4 - 3月	318,614	344,379	▲ 25,765	▲ 26,939	▲ 274,774	25,519	0	54.33	61.72	13.60
筑紫ガス	私営	一般	4 - 3月	1,162,912	1,102,960	59,952	76,259	0	483,347	0	-	-	-
久留米ガス	私営	一般	4 - 3月	1,075,432	877,702	197,730	196,196	129,827	107,030	22,797	30.82	30.00	▲ 2.66
高松ガス	私営	一般	4 - 3月	35,859	37,239	▲ 1,380	▲ 1,380	▲ 10,439	0	0	81.18	91.79	13.07
鳥栖ガス	私営	一般	4 - 3月	481,434	435,614	45,820	42,265	0	107,060	0	-	-	-
佐賀ガス	私営	一般	4 - 3月	878,226	855,489	22,736	13,481	▲ 217,121	251,047	0	72.79	77.62	6.64
九州ガス	私営	一般	4 - 3月	1,259,083	987,159	271,925	264,995	329,145	191,104	138,041	52.14	49.97	▲ 4.16
大分瓦斯	私営	一般	4 - 3月	2,155,459	1,960,145	195,314	178,869	▲ 667,313	612,155	0	46.97	43.71	▲ 6.94
宮崎瓦斯	私営	一般	4 - 3月	1,810,611	1,856,382	▲ 45,771	▲ 8,741	13,295	605,284	0	41.72	45.83	9.85
日本瓦斯	私営	一般	4 - 3月	3,233,575	2,929,417	304,158	336,813	80,924	844,179	0	31.33	31.75	1.34
加治木瓦斯	私営	一般	4 - 3月	153,565	183,161	▲ 29,596	▲ 32,493	▲ 133,815	11,547	0	114.86	148.81	29.56
国分隼人ガス	私営	一般	4 - 3月	95,857	94,412	1,445	1,099	▲ 64,153	9,254	0	96.58	126.26	30.73
筑後ガス圧送	私営	特定	4 - 3月	634,809	576,889	57,919	52,932	36,926	176,461	0	-	-	-
三愛石油	私営	特定	4 - 3月	393,202	311,029	82,173	82,173	22,177	32,242	0	-	-	-
九州ガス圧送	私営	特定	4 - 3月	359,222	345,268	13,954	13,697	0	164,180	0	-	-	-

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料（2021年11月12日時点）にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※3 「-」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

※4 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

※5 東金市及び習志野市にあっては議会未承認、伊奈都市ガスにあっては託送収支の公表期日が2021年12月末まで、堀川産業にあっては託送収支の公表期日が2022年1月末までとなり、2021年11月1日時点において託送収支が未公表のため。

一般ガス導管事業者の2020年度託送収支の結果について

(単位：千円、%)

事業者名	私営・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理			
				営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤額累 積額又は欠損累積 額	一定水準額	一定水準 超過額	想定単価	実績単価	乖離率	
1 1. 沖縄局所管														
(1) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者														
沖縄ガス	私営	一般	1 - 12月	1,280,467	1,167,950	112,517	125,648	53,645	512,600	0	34.33	40.18	17.02	

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料（2021年11月12日時点）にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※3 「-」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

※4 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

※5 東金市及び習志野市にあっては議会未承認、伊奈都市ガスにあっては託送収支の公表期日が2021年12月末まで、堀川産業にあっては託送収支の公表期日が2022年1月末までとなり、2021年11月1日時点において託送収支が未公表のため。